

第6号様式別表5の2の3記載の手引

1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、法第72条の21第1項各号（無償増資及び無償減資等を行った法人等の資本金等の額の算定）若しくは第2項（資本金等の額が資本金の額及び資本準備金の額の合算額に満たない場合の資本割の課税標準）、法第72条の22（特定内国法人等の資本金等の額の算定）、課税標準の特例（法附則第9条第1項、第4項から第7項まで、第17項又は第23項）又は政令第20条の2の26（非課税事業を併せて行う法人等の資本金等の額の算定）の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) 法第72条の21第1項第1号の規定の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあっては、剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録等）を添付してください。
- (3) 法第72条の21第1項第2号の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人）にあっては、資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を添付してください。
- (4) 法第72条の21第1項第3号の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失の填補に充てた法人）にあっては、剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
2 従業者数を記載すべき欄 (③及び④、⑪及び⑫、⑯から ⑯までの各欄)	当該事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書（仮決算による中間申告）又は第72条の48第2項ただし書（前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告）の規定による申告にあっては、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在における従業者の数により記載します。 ＊ 通算子法人の法第72条の26第1項ただし書又は第72条の48第2項ただし書の規定による申告にあっては、通算親法人の事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日現在における従業者の数により記載します。	
3 「資本金等の額①」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）を併せて行う内国法人 第6号様式別表5の2の下表「法人税の資本金等の額3」の②の欄の金額 (2) (1)に掲げる法人で、かつ、法第72条の21第1項各号若しくは第2項又は課税標準の特例（法附則第9条第1項若しくは第23項）の規定の適用を受ける法人 ③、⑤又は⑦の各欄の金額	収入金額課税事業を併せて行う内国法人又は同法人で、かつ、法第72条の21第1項各号又は課税標準の特例（法附則第9条第1項若しくは第23項）の規定の適用を受ける法人が記載します（以下5まで同じです。）。
4 「収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額②」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	

5 「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数③」及び「期末の総従業者数④」	<p>(1) 法第 72 条の 19 の規定の適用を受ける法人（以下「特定内国法人」といいます。）にあっては、③の欄には収入金額課税事業以外の事業に係る国内の事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載し、④の欄には国内の事務所等及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載します。</p> <p>(2) 次に掲げる場合に該当する場合には、③の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、④の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p> <p>(イ) 収入金額課税事業以外の事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業を開始した場合</p> <p>(ロ) 収入金額課税事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業を開始した場合</p> <p>(ハ) 収入金額課税事業以外の事業と収入金額課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業又は収入金額課税事業を廃止した場合</p>	(2)において、従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に 1 人に満たない端数を生じたときは、これを 1 人とします。
6 「月数按分後の資本金等の額⑤」	<p>次に掲げる法人が、第 6 号様式別表 5 の 2 の⑩の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 特定内国法人又は非課税事業を併せて行う内国法人</p> <p>(2) (1)に掲げる法人で、かつ、課税標準の特例（法附則第 9 条第 4 項から第 7 項まで、第 17 項及び第 23 項）の規定の適用を受ける法人</p>	特定内国法人若しくは非課税事業を併せて行う内国法人又はこれらの法人で、かつ、課税標準の特例（法附則第 9 条第 4 項から第 7 項まで、第 17 項及び第 23 項）の規定の適用を受ける法人が記載します（以下 11 まで同じです。）。
7 「外国の事業に係る控除額⑧」	<p>(1) 第 6 号様式別表 5 の 2 の 2 ⑤の欄の金額から第 6 号様式別表 5 の 2 の 2 ⑩の欄の金額を控除した額及び第 6 号様式別表 5 の 2 の 2 の ⑩の各欄の金額がともに零を超える金額であって、かつ、⑪の欄の割合が 50% 以上である法人又は法第 72 条の 19 後段の規定により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人にあっては、⑦の欄の金額に第 6 号様式別表 5 の 2 の 2 の ⑩の欄の金額を乗じて得た額を第 6 号様式別表 5 の 2 の 2 の ⑤の欄の金額で除して計算した金額を記載します。</p>	

	<p>(2) (1)以外の法人にあっては、⑦の欄の金額に第6号様式別表5の2の2の⑪の欄の人数を乗じて得た額を第6号様式別表5の2の2の⑫の欄の人数で除して計算した金額を記載します。</p> <p>(3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、(1)及び(2)の計算について、「別表5の2の2⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及び同表⑨の欄の合計額の合計額」と、「同表⑤」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の2①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額」と、「別表5の2の2⑪」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑫の欄の従業者数を合計した数」と、「同表⑫」とあるのは、「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑬の欄の従業者数を合計した数」と読み替えて計算した金額を記載してください。</p> <p>なお、「別表5の2の2⑩」を読み替えて計算する場合にあってはそれぞれの事業に係る同表⑦の欄の合計額又は同表⑧の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算し、「同表⑤」を読み替えて計算する場合にあってはそれぞれの事業に係る同表②の欄の合計額又は同表③の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算します。</p> <p>(4) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
8 「非課税事業に係る控除額⑩」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
9 「課税標準の特例に係る控除額⑪」	特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人であって、かつ、課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項）の規定の適用を受ける法人が、⑩の欄の金額を記載します。	
10 「特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合⑫」	(1) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、同欄中「別表5の2の2⑤」及び「同表⑤」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及	法第72条の19後段の規定により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する内国法人は記載する必要はありません。

	<p>び同表④の欄の合計額の合計額」と、「同表⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及び同表⑨の欄の合計額の合計額」と読み替えて計算した割合を記載してください。</p> <p>なお、「別表5の2の2⑤」及び「同表⑤」を読み替えて計算する場合にあってはそれぞれの事業に係る同表②の欄の合計額又は同表③の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算し、「同表⑩」を読み替えて計算する場合にあってはそれぞれの事業に係る同表⑦の欄の合計額又は同表⑧の欄の合計額が負数となる場合には、それを零として計算します。</p> <p>(2) この割合に1%未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p>	
11 「国内における非課税事業に係る期末の従業者数⑪」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑫」	<p>(1) 収入金額課税事業を併せて行う法人にあっては、収入金額課税事業に係る従業者数を除いた人数を記載します。</p> <p>(2) 次に掲げる場合に該当する場合には、⑪の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、⑫の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業に限ります。以下「その他の事業」といいます。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p> <p>(イ) その他の事業を行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業を開始した場合</p> <p>(ロ) 非課税事業を行う内国法人が事業年度の中途においてその他の事業の事業を開始した場合</p> <p>(ハ) その他の事業と非課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途においてその他の事業又は非課税事業を廃止した場合</p>	<p>(2)において、従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。</p>
12 「資本金等の額⑯」	法第72条の21第1項各号の規定の適用を受ける法人が第6号様式別表5の2の下表「法人税の資本金等の額3」の⑯の欄の金額を記載します。	法第72条の21第1項各号の規定の適用を受ける法人が記載します（以下14まで同じです。）。
13 「法第72条の21第1項第1号に係る加算⑰」	法第72条の21第1項第1号の規定の適用を受ける法人が記載します。	

14 「法第 72 条の 21 第 1 項第 2 号及び第 3 号に係る控除⑯」	<p>次に掲げる課税標準の特例を受ける法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 法第 72 条の 21 第 1 項第 2 号の規定の適用を受ける法人 平成 13 年 4 月 1 日から平成 18 年 4 月 30 日までの間に、資本又は出資の減少による資本の欠損の填補に充てた金額及び資本準備金による資本の欠損の填補に充てた金額</p> <p>(2) 法第 72 条の 21 第 1 項第 3 号の規定の適用を受ける法人 平成 18 年 5 月 1 日以後に、会社法第 446 条に規定する剰余金（同法第 447 条又は第 448 条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したもので総務省令で定めるものに限ります。）を同法第 452 条の規定により総務省令で定める損失の填補に充てた金額</p>	
15 「資本金の額⑯」及び「資本準備金の額⑯」	第 6 号様式別表 5 の 2 の下表「資本金の額又は出資金の額 1」の⑯の欄の金額、期末現在の資本準備金の額をそれぞれ記載します。	資本準備金の額は、法人税の明細書（別表 5(1)）の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
16 「資本金の額⑯」	課税標準の特例（法附則第 9 条第 1 項）の規定の適用を受ける法人が第 6 号様式別表 5 の 2 の下表「資本金の額又は出資金の額 1」の⑯の欄の金額を記載します。	課税標準の特例（法附則第 9 条第 1 項）の規定の適用を受ける法人が記載します（17において同じです。）。
17 「法附則第 9 条第 1 項に係る額⑯」	法附則第 9 条第 1 項の適用を受ける法人が、資本金の額に 2 を乗じて得た額を記載します。	
18 「月数按分後の資本金等の額⑯」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 課税標準の特例（法附則第 9 条第 4 項から第 7 項まで及び第 17 項）の規定の適用を受ける法人 第 6 号様式別表 5 の 2 の⑯の欄の金額</p> <p>(2) (1)に掲げる法人で、かつ、特定内国法人又は非課税事業を併せて行う内国法人 ⑨の欄の金額から⑩の欄の金額を控除した金額</p>	課税標準の特例（法附則第 9 条第 4 項から第 7 項まで及び第 17 項）の規定の適用を受ける法人が記載します（以下 21まで同じです。）。
19 「課税標準の特例に係る控除割合⑯」	課税標準の特例（法附則第 9 条第 4 項から第 6 項まで及び第 17 項）の規定の適用を受ける法人が、これらの項に規定する当該法人の各事業年度の資本金等の額に乘ずる割合を記載します。	
20 「未収金の帳簿価額⑯」	課税標準の特例（法附則第 9 条第 7 項）の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の時における建設事業未収入金の帳簿価額を記載します。	
21 「総資産価額⑯」	課税標準の特例（法附則第 9 条第 7 項）の規定の適用を受ける法人が、政令附則第 6 条の 2 第 1 項の規定により計算した金額を記載します。	
22 「課税標準の特例に係る控除額⑯」	この金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
23 「資本金等の額⑯」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 法第 72 条の 21 第 1 項各号又は第 2 項の規定の適用を受ける法人 ⑯の欄の金額</p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の法人 第 6 号様式別表 5 の 2 の下表「法人税の資本金等の額 3」の⑯の欄の金額</p>	課税標準の特例（法附則第 9 条第 23 項）の規定の適用を受ける法人が記載します（以下 25まで同じです。）。

24「政府の出資の金額㉙」	課税標準の特例（法附則第9条第23項）の規定の適用を受ける法人が、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第36条の6の規定による政府の出資の金額を記載します。	
25「法附則第9条第23項に係る額㉚」	課税標準の特例（法附則第9条第23項）の規定の適用を受ける法人が、㉛の欄の金額から㉜の欄の金額を控除した金額を記載します。	
26「月数按分後の資本金等の額㉛」	第6号様式別表5の2の㉜の欄の金額を記載します。 外国法人の各事業年度の資本金等の額については、当該事業年度終了日の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額により計算してください。	外国法人が記載します (以下29まで同じです。)。
27「外国の事業に係る控除額㉝」及び「非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額㉞」	これらの金額に1円未満の端数があるときは、それらの端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
28「期末の総従業者数㉟」	国内の事務所等及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載します。	
29「国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数㉠」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉡」	<p>次に掲げる場合に該当する場合には、㉢の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業（以下「非課税事業等」といいます。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉣の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうちその他の事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p> <p>(1) その他の事業を行う外国法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合</p> <p>(2) 非課税事業等を行う外国法人が事業年度の中途においてその他の事業を開始した場合</p> <p>(3) その他の事業と非課税事業等とを併せて行う外国法人が事業年度の中途においてその他の事業又は非課税事業等を廃止した場合</p>	従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。